

令和5年12月

国 税 庁

## 「相続税法基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）等の施行に伴い、「相続税法基本通達」（法令解釈通達）及び「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）を次のとおり改正するものです。

### 【主な改正のポイント】

相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算対象期間の延長、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除及び相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の創設等が行われたことなどに伴い、それぞれの規定等について、法令解釈に当たり留意すべき事項等を定めるほか所要の取扱い等を整備する。